

山梨県ものづくり人材就業支援事業 に関する Q&A

山梨県

多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課

令和 7 年 2 月

<目次>

【制度概要】	1
【認定-申請要件】	2
【認定-奨学金】	6
【認定-応募・手続】	7
【認定-審査・通知】	8
【対象企業への就職】	9
【交付決定-申請・通知】	10
【交付決定-交付額】	12
【交付決定-補助期間】	13
【交付決定-交付方法】	14
【県への報告-各年度報告】	15
【県への報告-変更交付申請】	16
【県への報告-実績報告】	17

【制度概要】

Q1 「山梨県ものづくり人材就業支援事業」とはどのような制度か。

A1 理工系学部 に在籍する大学生、大学院生、高等専門学校生又は理工系学部を卒業し3年以内の既卒者（県外企業に勤務または県内企業を企業都合で離職している者）が、山梨県内の製造業（機械電子産業）に就職し奨学金返還を行う場合、その返還額を山梨県が補助するという制度です。

補助金交付申請を行う前に、予め、県から補助金支給対象者として認定を受けなければなりません。

制度の流れについては、次の表をご参照ください。

①補助金支給対象者としての認定	・ 県への認定申請（認定申請書（様式第1号）、履歴書（様式第2号）、応募理由書（様式第3号）、奨学生証の写し等の提出） ・ 提出された書類による書面審査 ・ 県による認定（認定通知書の送付）
②県内の対象業種企業への就職	・ 大学生等の場合、卒業後6ヶ月以内 ・ 既卒者の場合、認定通知のあった日の属する年度の翌年度の4月末日まで
③補助金交付決定	・ 県への交付申請（交付申請書（様式第9号）、在職証明書（様式第11号）、住民票等の提出） ・ 県による交付決定（交付決定通知書の送付）
④毎年度の状況報告	・ 交付決定を受けた翌年度より毎年度の状況報告（状況報告書（様式第15号）、在職証明書（様式第11号）等の提出）
⑤実績報告	・ 補助期間満了後、実績報告（実績報告書（様式第17号）の提出）
⑥補助金の交付	・ 県からの補助金支給（概算払いも可能） → 毎年度の状況報告時に、補助金の一部を支給する概算払いについては、Q10-1をご覧ください。

【認定-申請要件】

Q2-1 どのような者が認定申請をすることができるか。

A2-1 山梨県内の対象企業に就職（転職）希望の方で、以下の要件を満たす方が認定申請できます。

学 生	・日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、返還予定である ・理工系の大学等を卒業予定であり、かつ、卒業した月の翌月から起算して6ヶ月以内に就職を希望している ・大学等を卒業以後直近の4月を起点とした10年間のうち、8年間以上県内に勤務し、定住する意向がある
既 卒 者	・日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けており、滞納額がない ・理工系の大学等を卒業後3年以内であり、県外本社の県外企業に就業又は県内企業を企業都合で離職している ・認定申請日の属する年度の翌年度の4月を起点とした10年間のうち、8年間以上県内に勤務し、定住する意向がある ・山梨県外にある企業（山梨県内に本社のある企業を除く）に就職している又は山梨県内にある企業を会社都合で離職している



申請可	申請不可
・県外に本社のある県外企業に就職している方 ・県内にある企業を会社都合で離職した方	・県内の対象企業に既に就職している方 ・県内に本社のある県外企業に就職している方 ・県内にある企業を自己都合で離職した方

Q2-2 どのような企業が対象企業か。

A2-2 以下に掲げる業種に分類される企業のうち、県内に本社を有する中小企業（従業員数 300 人未満又は資本金 3 億円未満）又は勤務先を山梨県に限定した採用を行っている企業が対象企業となります。

大企業（従業員数 300 人以上かつ資本金 3 億円以上）又は県外本社の中小企業の場合は、就職後の在職証明と併せて、勤務先を原則として山梨県に限定した採用である旨の証明書（企業印が必要）をご提出いただきます。

山梨県に限定した採用であるかどうかは企業の判断に委ねられますので、各就業予定先企業にご事前にご相談いただくか、事前相談が難しい場合は、まず認定申請をご提出ください（就業後はQ2-1の既卒者の条件を満たさない限り申請できません）。

中分類 1 8	プラスチック製品製造業
中分類 2 4	金属製品製造業
中分類 2 5	はん用機械器具製造業
中分類 2 6	生産用機械器具製造業
中分類 2 7	業務用機械器具製造業
中分類 2 8	電子部品・デバイス・電子回路製造業
中分類 2 9	電気機械器具製造業
中分類 3 0	情報通信機械器具製造業
中分類 3 1	輸送用機械器具製造業

業種は事業所ごとに判断をします。対象企業か否かの判断が難しい場合は、個別に当課までお問い合わせください。

Q2-3 学生で、就職活動を開始しておらず、内々定も得ていないが、認定申請できるか。

A2-3 申請できます。対象企業からの内定や内々定の有無は申請要件ではありません。

卒業後は、Q2-1の既卒者の条件を満たさない限り申請できませんので、Q2-1の学生の要件を満たしている場合はご申請ください。

Q2-4 既卒者で、既に県内の対象企業に就職している場合、認定申請できるか。

A2-4 申請できません。既卒者の場合、次の要件を全て満たす方が申請するこ

とができます。

- ・ 県外の企業で勤務している又は県内企業を企業都合で離職している
- ・ 認定申請日の時点で、大学等を卒業後３年以内である
- ・ 認定申請日の時点で、奨学金の返還残額があり、かつ、滞納額がない

Q2-5 大学を９月に卒業、１０月に就職する場合、認定申請できるか。

A2-5 前期募集（４月～８月）では申請できます。後期募集（１０月～２月）の時点では既に卒業しているため、既卒者の要件に当てはまる場合のみ申請できます。（Q2-4 参照）

Q2-6 山梨県内に本社のある対象企業に務めているが、現在出向中で県外の事業所に務めている。この場合、既卒者として認定申請できるか。

A2-6 申請できません。既卒者の方で、県外にある企業に務めている場合でも、本社が県内にある場合は対象外となります。

Q2-7 学生の場合、何年生でも認定申請できるか。

A2-7 前期募集（４月～８月）では最終学年の方、後期募集（１０月～２月）では最終学年の方と最終学年の前学年の方が申請できます。（後期募集の例：大学３・４年生、大学院１・２年生、高専４・５年生など）

Q2-8 山梨県の公務員(技術職)を志望している。この場合、認定申請できるか。

A2-8 申請できません。公務員は本事業の対象業種ではありませんので、公務員を志望する方は申請することができません。（対象外業種の例：ソフトウェア会社、化学メーカー、銀行、放送会社など）

Q2-9 現在、工学系の専門学校を卒業予定で、県内の対象企業に就職予定である。この場合、認定申請できるか。

A2-9 申請できません。本事業では、大学・大学院・高等専門学校のいずれかを卒業予定又は既に卒業されている方が対象者となります。専門学校を卒業予定又は既に卒業されている方については、本事業の対象者では

ありませんので、申請することができません。

Q2-10 海外の大学を卒業予定の場合、認定申請できるか。

A2-10 申請できます。ただし、日本学生支援機構の「学位取得のための長期留学をする人を対象とした貸与奨学金」は支援対象となりますが「国内の学校に在学中に短期留学をする人を対象とした貸与奨学金」は支援対象となりません。詳しくは、日本学生支援機構の HP をご確認ください。

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kaigai/index.html>)

区分		支援対象
学位取得のための長期留学をする人を対象とした貸与奨学金	第1種奨学金（海外大学院学位取得型対象）、第2種奨学金（海外）	○
国内の学校に在学中に短期留学をする人を対象とした貸与奨学金	第1種奨学金（海外協定派遣対象）、第2種奨学金（短期留学）	×

Q2-11 対象企業に就職予定だが、数年内に出向辞令が出る可能性がある。この場合、認定申請できるか。

A2-11 申請できます。ただし、企業都合による一時的な県外勤務期間は補助期間※に含まれません。

→補助期間の詳細については、**Q9** をご覧ください。

※補助期間

（大学生等の場合） 大学等を卒業以後直近の4月を起点とした10年間のうち、対象企業に勤務した8年間

（既卒者の場合） 認定申請日の属する年度の翌年度の4月を起点とした10年間のうち、対象企業に勤務した8年間

【認定-奨学金】

Q3-1 既に奨学金を全額返還しているが、認定申請できるか。

A3-1 申請できません。認定申請前に既に全額返還している場合は、支援対象外となります。→Q8-2 をご覧ください。

Q3-2 大学1・2年生の時に奨学金を借りており、大学3・4年生の時は借りなかった。返還は卒業後である。この場合、認定申請できるか。

A3-2 申請できません。卒業前2年間の奨学金被貸与額が補助対象となりますので、大学3・4年生のときに貸与を受けていない場合は支援を受けることができません。

＜支援対象となる奨学金＞

(大学生)	大学3、4年生の時に貸与を受けた奨学金
(大学院生〔修士〕)	大学院1、2年生の時に貸与を受けた奨学金
(大学院生〔博士後期〕)	大学院2、3年生の時に貸与を受けた奨学金
(高専生の方)	高専4、5年生の時に貸与を受けた奨学金

Q3-3 既に他の自治体が行う奨学金返還支援事業を活用しているが、認定申請できるか。

A3-3 申請できません。他の自治体が行う奨学金返還支援事業と重複する補助対象額がある場合、本制度の補助金交付を受けることはできません。ただし、補助対象となる奨学金の種類や被貸与期間が本制度と重複しない場合は、申請することができます。

重複する可能性のある方については、他の自治体に問い合わせを行う場合があります。

Q3-4 日本学生支援機構以外の団体からも奨学金の貸与を受けているが、認定申請できるか。

A3-4 申請できます。ただし、返還支援の対象となるのは、日本学生支援機構

の第一種奨学金及び第二種奨学金のみとなります。

【認定・応募・手続】

Q4-1 補助金支給対象者の認定申請はいつ募集しているのか。

A4-1 例年、4月～8月と10月～2月に募集があります。詳しくは、下記URLより山梨県HPでご確認ください。

(https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/syuugyohojyokin/syuugyohojyo_top.html)

Q4-2 認定申請するためには、何をどこに出せばよいか。

A4-2 下記の書類を県労政人材育成課に郵送又は持参し提出してください。

※1

- ①支給対象者認定申請書（様式第1号）
- ②履歴書（様式第2号）
- ③応募理由書（様式第3号）
- ④-1 奨学生証の写し（学生の方） ※2
- ④-2 奨学金返還証明書の写し（既卒者の方） ※2
- ⑤在籍又は卒業した大学等の成績証明書（原本）※3
- ⑥第二種奨学金の被貸与者で自宅外から通学している方は、家計支持者と別住所であることが確認できる書類
[住民票、アパートの契約書の写し、戸籍の附票等]
- ⑦既卒者のうち、県外企業（県内に本社がある企業は除く）に勤務している方は、県外企業で就業していることが分かる書類
[健康保険証、社員証等]
- ⑧既卒者のうち、会社都合で離職した方は、会社都合で離職したことが分かる書類[雇用保険被保険者離職票－2等]

※1 申請書等の作成は手書き・印字のどちらでも構いません。

※2 奨学生証及び奨学金返還証明書は必ず写しを送付してください。
(原本不可)

※3 最終学歴かつ直近のものをご提出ください。(大学院生の場合、大学生時の成績証明書は不要)

【認定-審査・通知】

Q5-1 認定はどのようにして決まるのか。

A5-1 応募期間終了後、審査会を開き、提出していただいた申請書類を基に審査を行います。申請者数が募集人数を上回った場合は、評価の高い順に認定されます。

Q5-2 認定されたらどのように通知が来るのか。

A5-2 支給対象者認定通知書（様式第4号）を申請書に記載の住所に郵送致します。応募期間終了後1ヶ月程を目途に通知予定です。認定通知書は交付申請等に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

Q5-3 認定を受けられる人数は何人か。

A5-3 各年度ごとに35名です。ただし、後期募集からは翌年度の募集も併せて行うため、後期募集で大学3年生の時に認定を受けた方がいる場合等には、翌年度の募集は35名からその人数を除きます。

例) 令和4年度の認定者20名のうち、令和5年度卒業予定者が
5名いる場合
⇒令和5年度募集人数は30（35-5）名

Q5-4 認定通知書の記載内容に変更があった。どうすればよいか。

A5-4 変更承認申請書（様式第5号）に変更内容をご記入の上、変更事項を証する書類と併せて県労政人材育成課まで提出してください。変更内容には、住所、氏名、電話番号、就学先、奨学金の金額等があります。
変更が承認された場合、変更承認通知書（様式第6号）により通知を行います。変更承認通知書は交付申請等に必要な書類となりますので、大切に保管してください。（変更承認を受けた場合のみ）

【対象企業への就職】

Q6-1 補助金支給対象者としての認定を受けたが、対象企業に就職しなかった。
どうなるのか。

A6-1 支給対象者でなくなります。また、認定辞退届（様式第7号）により辞退することを届け出なければなりません。届出に基づき、認定が取り消されます。以下のいずれかに該当した場合、認定の辞退を届ける必要があります。

- ・本補助金の受給を辞退しようとする場合
- ・奨学金の貸与を取り消された、又は辞退した場合
- ・留年、1年を超える期間の休学又は停学の処分を受けた場合
- ・退学した場合
- ・学生が卒業した月の翌月の初日から起算して6ヶ月以内に対象企業に就職しなかった場合
- ・既卒者が認定通知日の属する年度の翌年度の4月末日までに対象企業に就職しなかった場合
- ・奨学金返済を滞納した場合

Q6-2 認定を受けた後、いつまでに就職しなければならないか。

A6-2 学生の場合、卒業した月の翌月の初日から起算して、6ヶ月以内です。
既卒者の場合、認定通知日の属する年度の翌年度の4月末日までです。

Q6-3 県内の対象企業に非正規雇用での就職をし、企画・開発・製造部門に配属されなかった。この場合、支給対象となるか。

A6-3 非正規雇用の場合、支給対象でなくなります。支給対象となるには正規雇用により就業する必要があります。非正規雇用の例として、パートやアルバイト、派遣社員、契約社員等があります。
正規雇用により就職している場合、企画・開発・製造部門に配属されなかったとしても、支給対象となります。

【交付決定-申請・通知】

Q7-1 交付申請はいつすればよいか。

A7-1 ①卒業した年度の翌年度に就職する者（例：3月卒業4月就職等）、②卒業した年度に就職する者（例：9月卒業10月就職等）、③既卒者のうち、いずれに当てはまるかによって期間（期限）が異なります。

①卒業した年度の翌年度に就職する者の場合

以下の要件全てに該当することとなった日から2ヶ月以内

ア. 大学を卒業した月の翌月から起算して、6ヶ月以内に対象企業に
正規雇用により就業した者

イ. 県内に勤務し、定住することを目的として県内に住所を有する者
例) R7.3月卒業 R7.4月就職 ⇒ R7.5月末日までに交付申請

②卒業した年度に就職する者の場合

以下の要件全てに該当することとなった年度の翌年度の5月末日まで

ア. 大学を卒業した月の翌月から起算して、6ヶ月以内に対象企業に
正規雇用により就業した者

イ. 県内に勤務し、定住することを目的として県内に住所を有する者
例) R6.9月卒業 R6.10月就職 ⇒ R7.5月末日までに交付申請

③既卒者の場合※

認定通知日の属する年度の翌年度の5月末日まで

例) R6.10月認定 ⇒ R7.5月末日までに交付申請

※既卒者の方も、交付申請にあたり以下の要件全てを満たしている必要があります。

ア. 在学時に貸与を受けた奨学金について、交付申請の時点で返還残額
があり、かつ滞納額がない者

イ. 認定通知日の翌年度の4月末日までに、対象業種企業に正規雇用
により就業した者

ウ. 県内に勤務し、定住することを目的として県内に住所を有する者

Q7-2 交付申請は何をどこに出せばよいのか。

A7-2 以下の書類を郵送又は持参し県労政人材育成課までご提出ください。

- ①交付申請書（様式第9号）
- ②返還誓約書（様式第10号）
- ③連帯保証人の印鑑登録証明書（市町村の窓口で発行）
- ④在職証明書（様式第11号）
- ⑤住民票の写し（市町村の窓口で直近3ヶ月以内発行のもの）※1
- ⑥、卒業前2年間の被貸与総額が確認できる書類（奨学生証、返還誓約書、貸与奨学金返還確認票等）の写し※2
- ⑦認定通知書の写し又は変更承認通知書の写し
- ⑧勤務先を山梨県に限定した採用であることを証する書類
（大企業又は県外本社の中小企業に就職した方のみ）※3
- ⑨アパートの契約書の写し等、家計支持者と別住所であることの確認書類（第二種奨学金の貸与者で自宅外から通学していた方のみ）

※1 住民票は、必ず、マイナンバーが非表示のものをご提出ください。

※2 必ずコピーをご提出ください。（原本不可）

※3 大企業は、資本金または出資総額が3億円以上かつ常時使用する従業員が300人以上の企業を、中小企業は、大企業以外の企業を指します。

Q7-3 交付決定されたことは、どのようにして通知されるのか。

A7-3 交付決定通知書（様式第12号）を郵送にて申請書に記載の住所宛てに送付します。各年度報告及び実績報告の際に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

【交付決定-交付額】

Q8-1 補助金の交付額はいくらか。

A8-1 県が定める上限額を超えない金額で、交付対象者が大学等の卒業前2年間に奨学金の貸与を受けた金額です。第二種奨学金の貸与を受けている方については、学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ上限額を定めています。既卒者の方については、返還残額の方が金額が低い場合、返還残額が交付額となります。

区分	補助金の額
1 第一種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額
2 第二種奨学金のみの貸与を受けた期間	卒業前2年間に第二種奨学金として貸与を受けた額 (ただし、上限額は下表のとおり)
3 第一種奨学金、第二種奨学金の両方の貸与を受けた期間	卒業前2年間に第一種奨学金として貸与を受けた額及び第二種奨学金として貸与を受けた額(ただし、上限額は区分2と同様)

(区分2・3の上限額)

学校	区分	通学形態	法令で定める第一種奨学金の貸与月額 の上限(A)	第二種奨学金の補助 金の上限額 (A×24ヶ月)
大学	国・公立	自宅	45,000	1,080,000
		自宅外	51,000	1,224,000
	私立	自宅	54,000	1,296,000
		自宅外	64,000	1,536,000
大学院	修士課程	-	88,000	2,112,000
	博士課程	-	122,000	2,928,000
高専	国・公立	自宅	45,000	1,080,000
		自宅外	51,000	1,224,000
	私立	自宅	53,000	1,272,000
		自宅外	60,000	1,440,000

Q8-2 交付決定を受けたが、奨学金を一括で返還したいため、繰上返還を考えている。この場合、交付額はどうか。

A8-2 交付決定後であれば、繰上返還を行ったとしても、交付額に変更はありません。ただし、交付決定前に一括で返還した場合には、交付対象でなくなります。

【交付決定-補助期間】

Q9 補助期間は何年間か。

A9 学生の場合、卒業した年度の翌年度の4月1日を起算点とした10年間のうち、対象企業（県内事業所）に勤務した8年間です。

既卒者の場合、認定通知日の属する年度の翌年度の4月1日を起算点とした10年間のうち、対象企業（県内事業所）に勤務した8年間です。

県外事業所に勤務した期間は補助期間に含まれません。そのため、県外事業所で勤務する期間が2年を超えると、交付決定額の満額を受け取ることはできなくなります。

（例）令和7年4月に就職し2年間務めた後に、3年間県外の事業所に出向する場合

R7.4 就職（交付決定額1,000,000円）

R9.4 県外事業所に出向

R12.4 県内事業所に帰任

R17.3 補助期間満了

⇒補助期間はR7.4～R9.3+R12.4～R17.3（7年間）

そのため、補助額は1,000,000（円）÷8×7（年）＝875,000円に減額となります。

【交付決定-交付方法】

Q10-1 補助金の交付方法の「精算払い」・「概算払い」とは何か。

A10-1 「精算払い」とは、補助期間を満了し実績報告を行った交付対象者に対し、実績に基づき補助金を交付する方法です。「概算払い」とは、一定の要件を満たす場合、補助期間が満了する前であっても、補助金概算払請求書（様式第16号）の提出により、交付決定額の一部を交付する方法です。

概算払い請求を行うことによって、精算払いによる補助金交付よりも早く補助金の一部を受け取ることができます。

例) R7.4月交付決定のAさん

<精算払いの場合>		<概算払いの場合>	
R8.4月	状況報告	R8.4月	状況報告+概算払い請求
	⋮ 状況報告		⋮ 状況報告+概算払い請求
R15.3月	補助期間満了	R15.3月	補助期間満了
R15.4月	実績報告	R15.4月	実績報告
	↓		↓
補助金交付（毎年度の交付は無し）		R8 から毎年度補助金交付(1/8)※	

※概算払いによる補助金の交付額は、交付決定額の8分の1に、対象事業所等での勤務が確認できた月数を乗じ、12で除した金額（1円未満の端数切り捨て）となります。

Q10-2 概算払い請求をするための要件とは何か。

A10-2 概算払い請求をするには、以下の3つを全て満たしている必要があります。一時的に県外の事業所等に勤務している場合は、県内の事業所勤務となるまで、概算払い請求をすることができません。

- ・県内に住所を有していること。
- ・前年度の通算勤務期間が1ヶ月以上あること。

- ・奨学金の返済を滞納なく履行していること。

Q10-3 概算払い請求はどのようにすればよいか。

A10-3 各年度の状況報告に併せて、補助金概算払請求書（様式第16号）をご提出ください。

Q10-4 概算払請求書を期日までに提出し忘れてしまった。後日提出すれば、今年度中に概算払い分の補助金は支給されるか。

A10-4 期日中に概算払請求書の提出がなかった場合は、補助期間満了後にご提出いただく実績報告書の提出に基づき、当該年度分の補助金を支給します。したがって、概算払請求書の提出が遅れた年度に当該年度分の補助金を支給することや、翌年度にまとめて2年分の補助金を支給することはできません。

【県への報告-各年度報告】

Q11 交付決定を受けたが、その後はどのような手続きが必要か。

A11 交付決定を受けている交付対象者の方は、交付決定を受けた年の翌年から、書類提出による状況報告を毎年度5月31日までに行っていただく必要があります。提出書類は以下のとおりです。

- ・状況報告書（様式第15号）
- ・在職証明書（様式第11号）
- ・住民票の写し
- ・奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書
（奨学金返還証明書の写しと奨学金返還額証明書の写し）
- ・交付決定通知書の写し又は変更交付決定通知書の写し

当課より、様式等送付させていただきますので、期日までにご提出をお願いいたします。各年度報告を怠ると、交付決定が取り消されることがありますので、ご注意ください。

【県への報告-変更交付申請】

Q12-1 交付決定後、別の県内対象企業に転職をした。この場合どうなるか。

A12-1 変更承認申請書（様式第13号）に転職先の企業名等、必要事項を記入し、県労政人材育成課へ速やかに提出してください。県内の対象企業を自己都合により退職した場合であっても、6カ月以内に県内の対象企業に再就職していれば、交付決定は取り消されません。

Q12-2 交付決定通知書の内容に変更生じた場合、どうすればよいか。

A12-2 下記の内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書（様式第13条）を県労政人材育成課へ提出してください。

- ・氏名（婚姻により氏名変更となった場合など）
- ・就業先事業所（就職先企業を変更された場合など）
- ・奨学金の返還に関すること（半額免除・全額免除となった場合など）
- ・連帯保証人に関すること

Q12-3 交付決定後、県内で引っ越しをしたため住所が変わったが、県への報告は必要か。

A12-3 交付決定以後住所が変更となった場合、変更承認申請書による申請は必要ありませんが、県より交付決定者の方に文書等送付する際に交付決定通知書に記載の住所を使用しますので、現住所に変更があった場合には、県労政人材育成課までご連絡をお願いします。

Q12-4 変更承認申請書を提出したが、承認されたことはどのようにして通知されるか。

A12-4 変更交付決定通知書（様式第14号）を郵送にて変更承認申請書に記載の住所宛てに送付します。各年度報告及び実績報告の際に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

【県への報告-実績報告】

Q13 実績報告とはいつ何を提出すればよいか。

A13 実績報告は、補助期間を満了した日から起算して1箇月を経過した日または満了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、以下の書類を県労政人材育成課へ提出し、行ってください。

- ・実績報告書（様式第17号）
- ・在職証明書（様式第11号）
- ・住民票の写し
- ・奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書
（奨学金返還証明書、奨学金返還額証明書）
- ・交付決定通知書の写し又は変更交付決定通知書の写し

令和7年4月に就職して交付決定を受けた後、山梨県内の対象企業にて8年勤続した場合、下記のように報告いただく形となります。

R7.4	交付決定
R8.4	状況報告①
R9.4	状況報告②
R10.4	状況報告③
R11.4	状況報告④
R12.4	状況報告⑤
R13.4	状況報告⑥
R14.4	状況報告⑦
R15.4	実績報告

【問い合わせ先】

山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
T E L 055 (223) 1562
F A X 055 (223) 1564
M A I L rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp